平成16年12月以後の司法制度改革推進体制について



司法制度改革推進室(12月1日設置)

室長(内閣審議官)

参事官

参事官補佐

主 査

法務省

司法制度改革実施推進会議

議 長 事務次官

協議員 法務省:官房長,各局長,法務総合研究所長など(14名)

検察庁:最高検総務部長など(3名)

意見など

参与(仮称) 学者,マスコミ 関係者,経済・ 労働界関係者, 法曹関係者など 8名

